

混雑状況をスマホで確認できるようになりました

市役所会場では発券機システムを導入します。専用サイト「ネコの目.com」にアクセスすると、次のサービスを利用できます。利用方法の詳細は市HPを確認してください。

- 会場の待ち人数の確認
- 呼び出し状況の確認
- 呼び出しの順番が近づくと、メールやLINEでお知らせが届く「呼出通知」の登録
- 当日順番予約
※来庁当日の午前10時30分～午後2時に限ります
※メールアドレスの登録が必要です



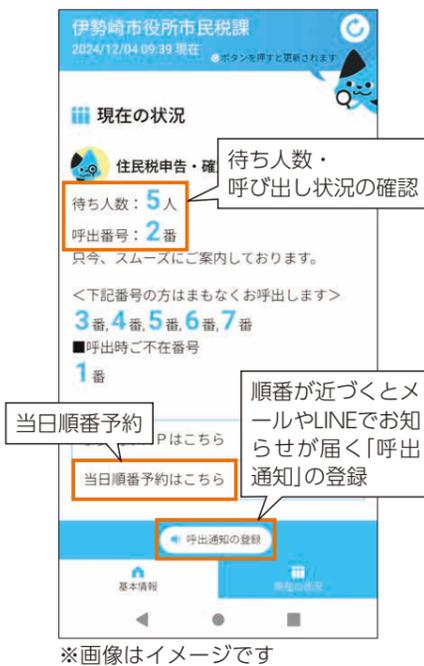
▲「ネコの目.com」HP



▲市HP

【受付時の注意事項】

- 受け付け前に申告に必要な書類(医療費控除の明細書や収支内訳書など)の確認をします。書類が未完成の場合、作成後に受け付けをします
- 順番予約をした人は、「受付No」と「通知番号」を受付職員に提示してください。受け付け終了時間を過ぎてしまうと、予約していても受け付けできませんので注意してください



※画像はイメージです

所得税の確定申告

【伊勢崎税務署が設ける申告会場】

必要な書類などは国税庁HPを確認してください。

時 2月17日(月)から3月17日(月)までの午前9時～午後4時

※土・日・祝日は除きます
※期間中、伊勢崎税務署庁舎では申告相談を行いません

場 メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎(文化会館)
※入場には整理券が必要です。整理券の配付状況により、午後4時前に受け付けを終了する場合があります。詳しくは国税庁HP「確定申告特集」を確認してください

※前年、前々年の確定申告書・収支内訳書(青色申告決算書)の控えを持っている人は持ってきてください

問 伊勢崎税務署(鹿島町、☎25-4045)

【市役所・各支所で申告できないものがあります】

次の申告は伊勢崎税務署の会場で行ってください。

- 申告＝青色申告、準確定申告(亡くなった人の確定申告)、令和5年分以前の確定申告など
- 所得＝土地や株式などの譲渡所得、先物取引にかかる所得、暗号資産(仮想通貨)にかかる所得、肉用牛の売却による農業所得の特例など
- 控除＝繰越損失、雑損控除、国外に扶養親族がいる人など
- 税額控除＝住宅ローン控除(1年目の人または連帯債務で借入金がある人)など

【スマホでの確定申告が便利です】

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、マイナンバーカードとカード読み取り対応のスマホがあれば、申告会場に出向くことなく、24時間いつでも申告書を作成・提出できます。詳しくは国税庁HPを確認してください。



▲国税庁HP

今年度から市役所会場に スマホ申告ブースを設置します！

スマホ申告を希望する人は受付時に申し出てください。

※市役所で受け付けできる申告のみ対応可能です

【スマホ申告ブースで申告する際に必要な物】

4ページの「申告に必要な物」と、次の物を持ってきてください。

- インターネットに接続できるスマホ
- マイナンバーカード
※数字4桁と英数字6～16桁の暗証番号が必要です
- 利用者識別番号とパスワードが記載された「ID・パスワード方式の届出完了通知」
※過去に確定申告をして既に持っている人のみ必要です



令和6年分 市民税・県民税の申告と 所得税の確定申告が2月17日(月)から始まります

令和6年分の所得にかかる市民税・県民税(住民税)の申告と、所得税の確定申告が始まります。いずれの申告も、令和6年の1年間(1月から12月まで)に得た所得が申告の対象となります。申告は期限内に済ませましょう。

問 市民税課(☎27-2716・☎27-2717)

市民税・県民税の申告が必要な人

本年1月1日現在で市内に住所があり、確定申告を必要としない人で、次のいずれかに該当する人は申告が必要です。

- ①営業や地代、家賃、配当、農業などの所得がある
- ②給与や公的年金等の収入のみで、所得控除の内容に変更・追加がある
- ③所得がない、もしくは遺族年金・障害年金・失業給付などの非課税所得のみ

所得税の確定申告が必要な人

- ①事業(個人事業主やフリーランス)・農業・不動産の所得があり、所得の合計額が所得控除の合計額を超えている
- ②給与収入が2,000万円を超えている
- ③勤務先で年末調整をしているが、別の会社からの給与収入が20万円を超えている、もしくは給与以外の所得が20万円を超えている
- ④公的年金の収入が400万円を超えている、または公的年金の収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円を超えている
- ⑤勤務先の年末調整、年金の扶養親族等申告書の提出後に追加する控除がある(源泉徴収税額が0円の場合は市民税・県民税の申告が必要)

市民税・県民税の申告

【市民税・県民税の申告受け付け日程】

会場	期間(土・日・祝日を除く)	時間
市役所 東館5階第1会議室	2月17日(月)から3月17日(月)まで	午前9時～午後4時
境支所会議用庁舎1階大会議室	2月19日(水)から26日(水)まで	午前9時～午後3時
赤堀支所2階大会議室	3月3日(月)から6日(木)まで	
あずま支所2階大会議室	3月10日(月)から13日(木)まで	

※いずれの会場も、当日の午前8時30分から受け付けを開始します
※市役所会場では受け付け状況により午後4時前に受け付けを終了する場合があります

【ふるさと納税ワンストップ特例の申請者は申告時に注意してください】

寄附金税額控除に係る申告の特例(ふるさと納税ワンストップ特例)を申請した人が市民税・県民税の申告や確定申告をすると、特例の適用を受けることができません。申告の際は、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めてください。

申告に必要な物

必ず使う物

マイナンバーカードまたは個人番号が確認できる物、運転免許証などの本人確認ができる物、筆記用具、電卓
給与や公的年金の収入がある人
源泉徴収票の原本
営業、農業、不動産などの収入がある人

記入済みの収支内訳書とその根拠となる帳簿や領収書など

各種控除を受ける人

国民年金保険料・国民健康保険税の領収書などの支払い額が確認できる物や障害者手帳、生命保険などの控除証明書、医療費控除の明細書など各種控除に必要な物

※収支内訳書や医療費控除の明細書などの添付書類は事前に作成してきてください。作成していない場合、受け付けの順番が後になります

市民税・県民税の申告は郵送での提出を！

市役所会場は大変混雑します。提出方法などの詳細は市HPから確認してください。
宛先 〒372-8501(住所不要) 市役所市民税課



▲市HP

